

議案第51号

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 子ども（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が何人からも監護されておらず、区長が必要と認める場合の当該子ども本人

第5条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第6条第1項中「・診療所」を「、診療所」に、「保護者」を「保護者等」に、「・薬剤」を「、薬剤」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第7条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る助成について適用する。
- 3 この条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者については、医療証の交付申請の手続きは、施行日前においても行うことができる。

(説明) 医療費の助成の対象年齢を引き上げるとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。